

2024年4月に前払金保証制度等を改正した市町村

改正内容	市町村
前払金・中間前払金支払限度額の撤廃	戸田市、朝霞市、鴻巣市、富士見市、入間市、行田市、小鹿野町
前払金・中間前払金支払限度額の引き上げ	毛呂山町（前払：5,000万円 ⇒ 1億円、 中間前払：2,500万円 ⇒ 5,000万円）
前払率の引き上げ	飯能市（業務委託：20% ⇒ 業務委託：30%）
業務委託への前払金制度の導入	戸田市、行田市
中間前払金制度の導入	ときがわ町、小鹿野町
電子保証の導入	川口市、戸田市、春日部市、秩父広域市町村圏組合

東日本建設業保証株式会社調べ